

金沢市 伴走型妊産婦支援事業

妊娠期から出産・子育て期までの一貫した「伴走型相談支援」と、経済的な負担の軽減を図る「経済的支援（妊婦のための支援給付）」を一体的に実施します。

伴走型相談支援

1 妊娠届出時（母子健康手帳交付時）

出産までの見通しや妊娠中の過ごし方などの相談ができます。

2 妊娠8か月頃

対象の方にアンケートを送付しますのでご回答ください。

3 元気に育て！赤ちゃん訪問

出生後3か月頃までに訪問します。出生後に、母子健康手帳に綴じ込みの「赤ちゃんとお母さんの家庭訪問連絡票（出生連絡票）」を提出してください。

* 上記の他、随時、相談ができます。



経済的支援（妊婦のための支援給付）

1 妊娠時（1回目）

* 妊娠届出時の面談で
申請書をお渡しします

1回の妊娠につき **5万円**

申請期限：妊娠が確定した日から2年以内

2 出産後（2回目）

* 赤ちゃん訪問時に
胎児数届出書をお渡しします

胎児1人につき **5万円**

（胎児数の届出に基づき給付額を決定します）

届出期限：出産予定日の8週間前の日から2年以内

* 妊娠が確定（医師による胎児心拍の確認）した後、流産等で出産に至らない場合も1回目・2回目とも給付対象となります。胎児数届出期限が異なりますのでお問い合わせください。

支援の流れ



注意事項

- ▶ 「妊婦のための支援給付」は令和7年4月1日以降に妊娠・出産した方が対象です。
- ▶ 妊娠届出後や出生後に金沢市に転入し、転入前の市区町村で「妊婦のための支援給付」を受けていない方は、お問い合わせください。
- ▶ 金沢市で「妊婦のための支援給付」を受けないまま転出される方は、転出先の市区町村にお問い合わせください。
- ▶ 令和4年4月1日以降に妊娠・出産した方に給付していた「出産・子育て応援給付金」は、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」となりました。「出産・子育て応援給付金」の給付を受けていない場合は、経過措置として「妊婦のための支援給付」や「子育て応援給付金」の対象となる場合がありますので、金沢市ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

事業・給付について

金沢市福祉健康センター総務課
TEL：076-234-5106
FAX：076-234-5104
Mail：ouenkyufu@city.kanazawa.lg.jp

面談・相談について

駅西福祉健康センター
TEL：(076)234-5103 FAX：(076)234-5104
泉野福祉健康センター
TEL：(076)242-1131 FAX：(076)242-8037
元町福祉健康センター
TEL：(076)251-0200 FAX：(076)251-5704



詳細は、
金沢市ホームページを
ご確認ください